

# 第4編 資料

1 総合計画策定の経過

2 総合計画審議会

3 庁内策定体制

4 市民参加事業の記録

5 用語解説



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 教育長賞 — 下稻吉東小学校4年 井坂美月さん

# 1 総合計画策定の経過

期 日	内 容
平成 17 年 8 月 9 日	総合計画策定委員会・専門部会の設置（庁議）
9 月 1 日	ワーキングチームの設置
9 月 8 日	市議会全員協議会に報告 〔計画策定の目的、策定体制、スケジュール等について〕
9 月 21 日	ワーキングチーム第 1 回合同会議の開催 〔策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について〕
9 月 27 日	専門部会第 1 回合同会議の開催 〔策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について〕
	策定委員会第 1 回会議の開催 〔策定方針、スケジュール、計画づくりの考え方、市民アンケート等について〕
10 月 3 日 ～17 日	市民意向調査「まちづくりアンケート」の実施 〔16 歳以上の市民から 3,000 名を無作為抽出し、郵送調査〕
10 月 17 日	ワーキングチーム活動 〔筑波大学院生による「まちづくり研究」の中間発表〕
11 月 1 日	総合計画審議会の設置
11 月 9 日	「各種団体等まちづくり座談会」の開催（健康福祉部門／教育文化部門）
11 月 10 日	「各種団体等まちづくり座談会」の開催（産業経済部門／市民生活部門）
11 月 11 日	総合計画審議会第 1 回会議の開催 〔総合計画の策定方針、まちづくりアンケートの報告〕
11 月 14 日	ワーキングチーム第 2 回合同会議の開催 〔まちづくりアンケートの結果、前期基本計画各課原案調書、まちづくりフォーラムについて及び筑波大学院生による「まちづくり研究」の発表〕
11 月 14 日 ～30 日	前期基本計画各課原案調書の作成
11 月 19 日	「まちづくりフォーラム」の開催 〔基調講演（筑波大学院生「まちづくり研究」含む）、パネルディスカッション〕
平成 18 年 1 月 31 日	ワーキングチーム検討会議の開催（都市基盤部会／市民生活部会） 〔基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成〕
2 月 1 日	ワーキングチーム検討会議の開催（教育文化部会／健康福祉部会） 〔基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成〕
2 月 2 日	ワーキングチーム検討会議の開催（産業経済部会／行財政部会） 〔基本構想（骨子案）の検討、同（原案）の作成〕
2 月 15 日	専門部会第 2 回合同会議の開催 〔基本構想（原案）について〕
2 月 16 日	策定委員会第 2 回会議の開催 〔基本構想（原案）について〕
2 月 28 日	総合計画審議会第 2 回会議の開催 〔まちづくりアンケート及び市民参加事業の報告、基本構想（素案）について〕
3 月 7 日	庁議 〔基本構想（素案）について〕
3 月 9 日	市議会全員協議会に報告 〔基本構想（素案）について〕

期 日	内 容
平成 18 年 4月 17 日	ワーキングチーム第 3 回合同会議の開催 [スケジュール、前期基本計画の施策調査等について]
4月 20 日	総合計画ホームページの開設
4月 20 日 ～5月 19 日	基本構想（素案）に対するパブリックコメント手続の実施
5月 11 日	ワーキング検討会議の開催（行財政部会／健康福祉部会） [前期基本計画（原案）検討について]
5月 12 日	ワーキング検討会議の開催（産業経済部会／教育文化部会） [前期基本計画（原案）検討について]
5月 16 日	ワーキング検討会議の開催（都市基盤部会／市民生活部会） [前期基本計画（原案）検討について]
6月 27 日	ワーキング検討会議の開催（教育文化部会） [前期基本計画（原案）について]
6月 28 日	合同ワーキング検討会議の開催（健康福祉部会・市民生活部会） [前期基本計画（原案）について]
6月 29 日	ワーキング検討会議の開催（行財政部会） [前期基本計画（原案）について] 合同ワーキング検討会議の開催（都市基盤部会・産業経済部会） [前期基本計画（原案）について]
7月 18 日	専門部会検討会議の開催（教育文化／産業経済） [前期基本計画（原案）について]
7月 19 日	専門部会検討会議の開催（行財政／健康福祉） [前期基本計画（原案）について]
7月 20 日	専門部会検討会議の開催（都市基盤／市民生活） [前期基本計画（原案）について]
7月 21 日 ～9月 4 日	「“未来のかすみがうら市” 絵画コンクール」作品募集 (夏休み課題作品) [応募：114 作品、入賞：20 作品（市長賞・教育長賞・佳作・入選）]
9月 20 日	区長会懇談会にて説明 [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
9月 21 日	専門部会第 3 回合同会議の開催 [前期基本計画（原案）について]
9月 26 日	策定委員会第 3 回会議の開催 [前期基本計画（原案）について、絵画コンクール入賞作品の選定]
10月 3 日	庁議 [前期基本計画（原案）について]
10月 21 日	「総合計画策定に伴う市民懇談会」の開催（千代田庁舎） [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
10月 22 日	「総合計画策定に伴う市民懇談会」の開催（あじさい館） [基本構想（素案）の概要説明、懇談]
10月 27 日	総合計画審議会第 3 回会議の開催 [基本構想（素案）の一部修正、前期基本計画（原案）について]
11月 16 日	策定委員会第 4 回会議の開催 [基本構想（素案）の一部修正、前期基本計画（原案）について]

期 日	内 容
平成 18 年 11 月 22 日	庁議 [総合計画（案）の審議会への諮問について]
12 月 14 日	総合計画審議会第 4 回会議の開催 [総合計画（案）の諮問、答申書（案）について] 総合計画審議会から総合計画（案）の諮問に係る答申の受理
平成 19 年 1 月 10 日	庁議 [総合計画（案）の諮問に係る答申について]
1 月 30 日	市議会全員協議会 [特別委員会の設置要請]
2 月 7 日	平成 19 年第 1 回市議会臨時会 [総合計画基本構想（案）の提案、総合計画基本構想審査特別委員会の設置]
2 月 14 日	総合計画基本構想審査特別委員会 [総合計画基本構想（案）の審議]
3 月 8 日	平成 19 年第 1 回市議会定例会 [総合計画基本構想の議決]

## 2 総合計画審議会

### (1) 総合計画審議会条例

#### かすみがうら市総合計画審議会に関する条例

平成17年3月28日  
条例第23号

##### (設置)

第1条 市勢の振興と福祉の向上を図るため、かすみがうら市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

##### (任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、かすみがうら市総合計画の策定その他実施に  
関し必要な調査及び審議をする。

##### (組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体役員並びに学識経験者のうちから  
市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあっては、  
その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

##### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を總理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところ  
による。

##### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が  
別に定める。

##### 附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(2) かすみがうら市総合計画審議会名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	役 職 等	備 考
塚 本 肇	市議会議長	
嶋 田 芳 則	市議会総務常任委員会委員長	
山 内 庄 兵 衛	市議会文教厚生常任委員会委員長	
大 久 保 豊	市議会産業経済常任委員会委員長	
西 塚 勇	市議会建設常任委員会委員長	
齋 藤 泰 雄	市教育委員会委員長	
小 松 崎 正 衛	市農業委員会会长	
岩瀬 一朗	市区長会会長	
古 川 誠 一	市区長会副会長	
広瀬 幸 枝	市地域女性団体連絡会会长	
狩 野 良 和	学識経験者	副会長 (平成18年10月26日まで) 会長 (平成18年10月27日から)
渡 邊 祥 子	学識経験者	副会長 (平成18年10月27日から)
豊 崎 昭	学識経験者	
石 井 基 泰	学識経験者	
瀧ヶ崎 孝子	学識経験者	
森 井 た か 子	学識経験者	
飯 村 恵 子	学識経験者	
板 屋 敦	学識経験者	会長 (平成18年9月5日辞職)

### (3) 審議会への諮問書

か企画諮問第11号  
平成18年12月14日

かすみがうら市総合計画審議会  
会長 狩野良和様

かすみがうら市長 坪井透

かすみがうら市総合計画（案）について（諮問）

かすみがうら市総合計画の策定にあたり、市総合計画審議会条例第2条の規定により、計画書（案）を添えて貴審議会の意見を求める。

### (4) 審議会からの答申書

平成18年12月14日

かすみがうら市長 坪井透様

かすみがうら市総合計画審議会  
会長 狩野良和

かすみがうら市総合計画（案）について（答申）

平成18年12月14日付か企画諮問第11号により諮問のあった標記の件については、慎重に審議した結果、適切であると判断し、原案のとおり答申します。

なお、審議の過程において、下記のとおり意見がありましたので、これらを十分尊重していただくとともに、計画の実現に向けて最大限努力されるよう要望します。

記

- 1 合併前の旧町の地区間において異なっている行政サービス等のは正を図り、市の一体化に向けての諸施策を市民の目線に立って推進すること。
- 2 市の活性化を図るためには、財源の確保が必要であることから、目標人口の達成を目指す様々な施策の推進に努めること。
- 3 前期基本計画に位置付けられている各施策については、各年度の実施計画との十分な調整を図り、計画的かつ着実に推進すること。

### 3 厅内策定体制

#### (1) 総合計画策定委員会規程

##### かすみがうら市総合計画策定委員会規程

###### (設置)

第1条 かすみがうら市総合計画の策定について、必要な事項を調整・協議するため、かすみがうら市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

###### (協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) かすみがうら市総合計画の基本構想、基本計画に関する事項
- (2) かすみがうら市総合計画に係る調査、連絡調整に関する事項
- (3) その他、かすみがうら市総合計画に関する必要な事項

###### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者で構成し、市長が任命する。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 環境経済部長
- (6) 土木部長
- (7) 消防長
- (8) 教育部長
- (9) 土木部霞ヶ浦建設事務所長
- (10) 市長公室秘書課長
- (11) 市長公室財政課長
- (12) 総務部総務課長
- (13) 市民部国保年金課長
- (14) 保健福祉部社会福祉課長
- (15) 環境経済部農林水産課長
- (16) 土木部千代田建設事務所都市整備課長
- (17) 消防本部総務課長
- (18) 教育委員会事務局学校教育課長

- 2 委員長には市長公室長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

###### (専門部会)

第4条 委員会に専門部会を置き、職員のうちから市長が任命する。

- 2 専門部会は、総合計画策定にあたって、各部門の専門事項について調整・協議をする。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、選任は部会員の互選とする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

- 第5条 専門部会にワーキングチームを置き、職員のうちから市長が任命する。
- 2 ワーキングチームは、総合計画の策定に必要な各種データ・資料の収集、現状分析及び素案作成を行う。
  - 3 ワーキングチームには、リーダー及びサブリーダーを置き、選任は構成員の互選とする。

(会議)

- 第6条 会議は、委員会にあっては委員長、専門部会にあっては部会長、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 委員長、部会長又はリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整又は協議をするうえで必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## (2) かすみがうら市総合計画策定委員会名簿

職　名	氏　名	備　考
市長公室長	久保田 治嗣	委員長
総務部長	齋藤 等	副委員長 (平成 18 年 3 月 31 日まで)
	武田 芳樹	副委員長 (平成 18 年 4 月 1 日から)
市民部長	飯嶋 博	
保健福祉部長	倉田 孝夫	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	山中 修一	(平成 18 年 4 月 1 日から)
環境経済部長	宮本 一	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	菅谷 憲一	(平成 18 年 4 月 1 日から)
土木部長	横瀬 典生	
消防長	岡崎 勉	(平成 18 年 2 月 20 日から)
教育部長	塚野 勇	
土木部 霞ヶ浦建設事務所長	羽成 知	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	初鳥 忠則	(平成 18 年 4 月 1 日から)
市長公室 秘書課長	川崎 久功	
市長公室 財政課長	土渡 良一	
総務部 総務課長	山中 修一	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	久保田 一男	(平成 18 年 4 月 1 日から)
市民部 国保年金課長	仲川 文男	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	竹村 篤	(平成 18 年 4 月 1 日から)
保健福祉部 社会福祉課長	坂本 裕司	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	照沼 信興	(平成 18 年 4 月 1 日から)
環境経済部 農林水産課長	木川 祐一	
土木部 都市整備課長	市ノ澤 章	
消防本部 次長兼総務課長	瀧ヶ崎 博	(平成 18 年 2 月 20 日から)
教育委員会事務局 学校教育課長	岡野 美好	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	金田 康則	(平成 18 年 4 月 1 日から)

## (3) 事務局名簿

職　名	氏　名	備　考
市長公室 企画課長	武田 芳樹	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
〃 企画課	雨貝 高雄	(平成 18 年 4 月 1 日から)
	金子 治虫	(平成 18 年 3 月 31 日まで)
	久保庭 則夫	
	小松塙 隆雄	
	山内 美則	
	越渡 貴之	(平成 18 年 4 月 1 日から)
	石川 将己	
	松川 志保	

## 4 市民参加事業の記録

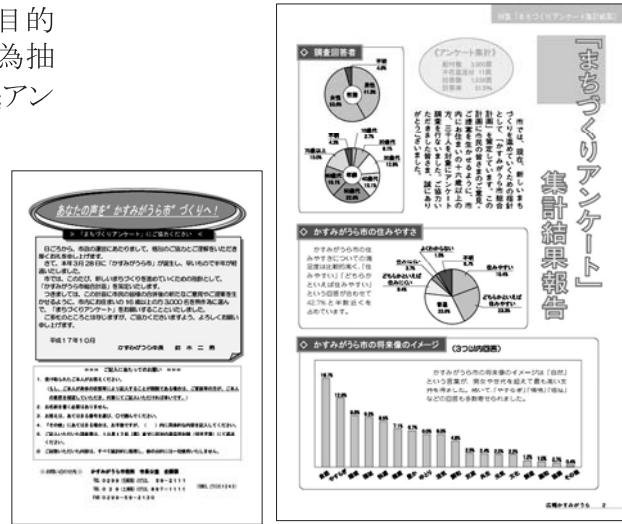
### ■市民アンケートの実施

◇調査期間：平成17年10月3日～10月17日  
◇回収率：51.5%

総合計画策定の基礎資料とする目的に、住民基本台帳から16歳以上を対象に無作為抽出によって3,000人を抽出し、郵送による市民アンケートを実施しました。

#### － 調査項目－

- 問1 かすみがうら市の住みやすさ
- 問2 かすみがうら市の生活環境
- 問3 かすみがうら市の将来
- 問4 かすみがうら市の将来像のイメージ
- 問5 かすみがうら市の今後のまちづくり
- 問6 まちづくり活動への市民参加意識
- 問7 まちづくりについてのご意見・ご提案
- 問8 あなた自身のことについて



### ■各種団体等まちづくり座談会の実施

◇日時：平成17年11月9日・10日  
◇場所：市役所千代田庁舎3階会議室

各種団体等で活躍する方々のまちづくりに対する意見や提言をうかがい、計画へ反映させることを目的として実施しました。

#### － 実施概要－

参加団体：健康福祉（9団体） 教育文化（9団体）  
産業経済（11団体） 市民生活（9団体）



#### 質問項目：

- ・貴団体の活動を通して感じる現在の課題や問題点等
- ・市内の地域資源や自然環境、また、施策や事業などで、保存・継承すべきと考えるもの
- ・将来、かすみがうら市がどのようなまちになってほしいか
- ・今後のまちづくりの施策への意見・提案

### ■まちづくりフォーラムの実施

◇日時：平成17年11月19日  
◇場所：あじさい館 視聴覚室

市民がまちづくりへ参加するきっかけとなる場を提供するとともに、市民からまちづくりに対する意見や提言をうかがい、計画へ市民の意向を反映させることを目的として実施しました。



#### － 実施概要－

基調講演 テーマ：「まちづくりで大切にすべきこと」

※講演中、筑波大学環境科学研究所の大学院生によるまちづくりへの研究・提案の発表

講 師：小場瀬 令二 氏（筑波大学社会システム工学専攻 教授・工学博士）

パネルディスカッション テーマ：「かすみがうら市の将来の姿」

コーディネーター：筑波大学 小場瀬 令二 教授

パネリスト：井坂 勝美氏（市千代田商工会）／ 太田 ゆかり氏（市立さくら保育所父母の会）／ 田所 國子氏（市農業三士の会）／ 額田 源衛氏（ふるさと出島の会）／ 松信 元司氏（市体育指導委員）

ポスターセッション

## ■ホームページ及び広報における情報提供

総合計画策定時に実施する情報提供の場として、市ホームページ上に総合計画専用ページを設置し、「市総合計画基本構想(素案)」を公表するとともに、市民アンケート結果やパブリックコメントの結果などを掲載しました。また、広報かすみがうらにおいても市民アンケート結果を掲載しました。



## ■パブリックコメント手続の実施

「市総合計画基本構想(素案)」を公表し、これに対するご意見(パブリックコメント)の募集を行いました。

### － 実施概要 －

実施期間:平成18年4月20日(木)～5月19日(金)

実施方法:市内公共施設4箇所に閲覧場所を設置／市ホームページの総合計画専用ページに掲載

提出方法:電子メール／窓口持参／郵送／FAX

提出意見:6件(3名より)

## ■まちづくり絵画コンクールの実施

総合計画策定に伴い、児童に「未来のかすみがうら市」の絵を描いてもらうことにより、自分たちが住む「かすみがうら市」について考えてもらうとともに、まちづくりについて関心を持ってもらうことを目的として実施しました。

### － 実施概要 －

テーマ:「未来のかすみがうら市」

応募対象:市立小学校に通学する4・5・6年生

募集期間:平成18年7月～9月 ※夏休み期間中の選択課題の1つとして各学校に依頼

応募点数:114点

入賞作品:市長賞2点／教育長賞2点／佳作5点／入選11点

## ■総合計画策定に伴う市民懇談会の実施

◇日時:平成18年10月21日・22日  
◇会場:千代田庁舎防災センター・あじさい館

「市総合計画基本構想(素案)」の概要等の説明を行った後で、ご参加いただいた市民の方々と市長はじめ市執行部との懇談を行いました。



## 5 用語解説

用語	説明
----	----

### ●アルファベット●

ALT	Assistant Language Teacher の略。日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。小学校から高校における語学指導の補助を主な任務としている。
ICT	Information and Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
IT技術	Information Technology の略。コンピュータなどを用いた情報技術のこと。
NPO	Non Profit Organization の略で一般的に「民間非営利組織」と訳される。つまり、利益を目的としない民間組織のことで、市民活動を中心とした団体ととらえられることが多く、新しい公共の担い手として期待されている。
PDCAサイクル	計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、見直し(Action)のサイクル。これにより、行政運営について、検証を行い改善していくことを目的とする。

### ●ア行●

インフラ	Infrastructure という、基盤・下部構造などの意味を持つ英単語の略語。 学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。一般的には上下水道や道路などの社会基盤のこと。
エコファーマー	堆肥等の土づくりを基本として、化学肥料・化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者のこと。

### ●カ行●

区域指定制度	市街化調整区域の一定条件を満たす集落内において、新たな住宅などの立地を可能とする制度。
クーリングオフ	訪問販売など不意打的な取引から消費者を守ることを目的として設けられた制度で、一定の期間内であれば、消費者は一方的に契約を解除できるというもの。
グローバル化	人や物、資金などの移動が活発化し、世界における結びつきが深まり、一体化すること。
ケースワーク	病気、貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決すること。
高齢社会	65歳以上の人口の割合(高齢化率)が7%、14%、21%と進むにつれ、高齢化、高齢社会、超高齢社会と言われる。
子育てサポーター	妊娠婦や乳幼児から中学生くらいまでの子どもを持つ親に対して、出産、子育て、しつけなどについて、友人のような関係で気軽に相談に応じたり、きめ細かなアドバイス等を行う人。
ごみの4R	ごみを減らす(Reduce)、リサイクル(Recycle)、繰り返し使う(Reuse)、不要なものは断る(Refuse)こと。

コミュニティ	ふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や信頼関係に基づく集団のこと。
コミュニティバス	民間の公共交通を利用しにくい地域の住民の足を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に委託するなどして運行するバスのこと。

## ●サ行●

サイン事業	統一性のあるデザインによる公共施設の案内誘導板などを整備する事業。対外的な市のイメージアップも図る。
社会基盤	人々が、安全で快適な生活を営むために必要な基盤的な施設や設備のこと。 交通ネットワーク施設(道路、鉄道、空港、港湾等)、防災・水資源施設(河川堤防、ダム、海岸堤防等)、ライフライン施設(電力、ガス、上下水道、通信、共同溝)、エネルギー施設(発電設備、送電設備)、都市・環境施設(公園・緑地、廃棄物処理施設等)などがある。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制して、有用なものは循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り低減する社会。(なるべくごみを出さず、ごみはできるだけ資源として使い、どうしても使えないごみはきちんと処分すること)
浚渫工事 (しゅんせつこうじ)	港の海底(湖底)を掘り、船の出入りがしやすくなったり、川が大雨で氾濫しないように川底を掘ったりする工事のこと。
将来人口フレーム	将来人口の枠組みの概ねの推計値のこと。
親水護岸	容易に水に親しめるように整備した護岸のこと。具体的には、緩傾斜護岸・階段状護岸・樹木等の植生を含む護岸・魚巣ブロックなどの施設を含む護岸などがある。
新バリアフリー法	鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化を目指す「ハートビル法」を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に整備された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(高齢者障害者移動円滑化促進法)」(H18.12.20 施行)のこと。
水源のかん養	森林のつくる土(腐葉土)が持つ、雨水を貯えたり、浄化してくれる水にする働き。森林の必要な手入れや管理がきちんとされないと、この働きが弱くなってしまい、洪水や水不足の原因になるといわれている。
スクールカウンセラー	学校において子どもたちの心の相談に応じる専門家のこと。
スクラップ＆ビルド	組織や制度・事業などについて、古いものの解体と新しいものの建設を同時に行う手法。
スローライフ	効率性と合理性だけを追い求めた、あわただしい生活の反省として、ゆったりとした文化や暮らしを大事にしようという考え方とともに生まれた造語。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。
生産年齢人口	年齢 15 歳以上 65 歳未満の人口で、青壮年人口とも呼ばれる働き盛りの人口のこと。その多くが労働力として生産活動を行っているところから、経済的観念が入り込んでそう呼ばれているが、実際に働いているかどうかは特に問われない。

セキュリティ対策	安全、安心、保護のことで、ここでは、無断でデータにアクセスできないようにすることなどをいう。
ゼロエミッション	ある産業から出る全ての廃棄物を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すことで新しい資源循環型社会の形成を目指す考え方。
ゼロベース	既存の枠にとらわれず、ゼロから組み立て直すということ。

## ●夕行●

地域包括支援	<p>地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること。</p> <p>地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを行い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としている。</p>
地産池消	食に対する安全を求める高まりの中で、地元で生産された安全・安心な食材を地元で消費していくとする動き。
地方分権一括法	地方分権の推進を目的に、関連する475本の法律改正を一括形式で行ったもので、これにより国と地方自治体が対等に協力する関係となった。国が行うべき仕事を地方自治体が代行する「機関委任事務制度の廃止」などが特徴で、正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(H12.4.1施行)という。

## ●ナ行●

内水面漁業	河川・湖沼・池・用水路などの内水面で行う漁業のこと。海で行う海面漁業に対している。
年少人口	年齢15歳未満の人口で、幼少年人口ともいう。これをさらに区分すれば、1歳未満を乳児、1歳以上5歳未満を幼児、5歳以上15歳未満を学齢人口などと呼ぶ。
ノーマライゼーション	年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが普通に暮らせる社会が正常であるとして、その実現に向けて様々な社会条件を整えていくとする考え方。

## ●ハ行●

ハザードマップ	<p>自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。</p> <p>防災地図、災害予測地図、災害マップなどとも呼ばれ、対象とする災害は、水害、地震災害、火山災害、土砂災害、津波災害などがあり、それぞれの目的に応じて作成される。また、避難場所や防災関連施設なども掲載されることが多い。</p>
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。旧労働省が公募し、平成2年から使用開始した。
パブリックコメント手続	市が基本的な施策等の策定に当たり、あらかじめ原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

バランスシート	企業会計で用いられている貸借対照表。行政に経営の発想を取り込むとともに、行政の透明性を高めようという目的で導入され始めている。
バリアフリー	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除いていくこと。
品目横断的経営安定対策	これまですべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換するもの。平成19年度から実施。
フィルムコミッショナ	映画やテレビドラマなどのロケーションに際して、撮影に関する地域の情報提供、公共施設の使用手続きの調整などの支援を通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図ること。
ブックスタート	1992年にイギリスで始まった運動で、「赤ちゃんが、絵本を抱っこされて読んでもらうことで、人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つこと」を応援し、絵本を手渡す運動。
ブロードバンド	大量の情報を、一度により速くやり取りすることができるインターネットの接続網のこと。
ボーダーレス化	グローバル化が進み、国境(ボーダー)の存在意義が薄れること。
ポジティブリスト	原則として、全ての農薬の残留を禁止し、使えるものだけを示したもの。禁止したもののみを示したものはネガティブリスト。

## ●マ行●

銘柄産地	収益性のある地域特産品がブランド化し、全国的にもそのことが認識されている地域。
------	---

## ●ヤ行●

有収率	水道で処理した水のうち使用料の対象となる水量の割合で、施設の効率性を示すひとつの指標。
優良田園住宅制度	住宅の大きさ、外観などについて市町村が基本方針を定め、その要件を満たすことで、農地や市街化区域に農業者以外でも住宅が建てられるように利用規制が緩和される制度。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように配慮すること。
幼保一元化	保育園と幼稚園のふたつの機能・制度を統合し、保育内容や施設の一体化を進めることによって、互いの良さを活かしたより良い保育・教育を行おうとすること。

## ●ラ行●

ライフサイクル	ここでは、入学や就職、結婚等によって変わるその人の生活環境のこと。
ライフスタイル	その人の人生観、価値観等を反映した暮らしの仕方、生活様式、生き方のこと。
リラクゼーション	心が落ち着いて安心すること。ゆったりと休息すること。
レセプト	医療機関が、健康保険組合や市町村などに医療費の請求をする明細書のこと。